

岐阜医療科学大学 学則

第1章 総 則

(目的)

第1条 岐阜医療科学大学（以下「本学」という。）は、教育基本法及び学校教育法に基づき、人間の尊重を基本として、豊かな人間性の涵養と保健医療に関する科学分野の教育研究を行い、学術文化の向上に寄与するとともに、地域社会において広く活躍できる人材を育成することを目的とする。

(自己評価等)

第2条 本学は、教育研究水準の向上を図るとともに、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価を行うものとする。

2 前項の点検及び評価を行うにあたっての項目の設定、実施体制等に関し必要な事項は別に定める。

(情報の公開)

第3条 本学の教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって積極的に情報を公開するものとする。

第2章 学部、学科、学生定員

(所在地、学部、学科及び学生定員)

第4条 本学の所在地は、岐阜県関市市平賀字長峰795-1（関キャンパス）及び岐阜県可児市虹ヶ丘4-3-3（可児キャンパス）とする。

2 本学に、保健科学部、看護学部、薬学部を置く。

3 本学は、設置する学部の学科及びその学生定員は次のとおりとする。

学 科	入学定員	収容定員
保健科学部	180人	720人
臨床検査学科	90人	360人
放射線技術学科	90人	360人
看護学部	100人	400人
看護学科	100人	400人
薬学部	100人	600人
薬学科	100人	600人
計	380人	1720人

4 本学に大学院を置く。大学院学則は、これを別に定める。

第3章 修業年限、在学期間、学年、学期及び休業日

(修業年限)

第5条 薬学部薬学科の修業年限は6年とし、保健科学部及び看護学部の修業年限は4年とする。

(在学年限)

第6条 学生は、修業年限の2倍を超えて在学することはできない。また、第15条の規定により入学した者は、同条第2項の規定により、定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することはできない。

(学年)

第7条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第8条 学年を次の2期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第9条 休業日は、次のとおりとする。

- 一 日曜日
 - 二 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
 - 三 春季休業日 4月1日から4月7日まで
 - 四 夏季休業日 8月8日から9月30日まで
 - 五 冬季休業日 12月24日から1月7日まで
- 2 学長は、前項第三号から第五号に規定する休業日の期間について、必要に応じ変更することができる。
 - 3 第1項に定めるもののほか、学長は、臨時の休業日を定めることができる。

第4章 入学、再入学及び転入学

(入学の時期)

第10条 入学・再入学及び転入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第11条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- 二 通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)
- 三 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で、文部科学大臣の指定した者
- 四 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- 五 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号) 第150条第3号に規定する文部科学大臣の指定した者
- 六 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)による大学入学資格検定に合格した者を含む。)
- 七 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者
- 八 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達した者

(入学の出願)

第12条 本学に入学を志願する者は、本学所定の入学願書に検定料を添えて願い出なければならない。提出の時期、方法、提出すべき書類等については別に定める。

(入学者の選考)

第13条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

(入学手続及び入学許可)

第14条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は所定の期日までに、誓約書その他本学所定の書類を提出するとともに、所定の入学金を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了し、所定期日までに授業料等を納入した者に入学を許可する。

(再入学、転入学)

第15条 次の各号の一に該当する者で本学へ再入学、転入学を志願する者があるときは、学長は

欠員のある場合に限り、選考により相当年次に入学を許可することができる。

- 一 大学を卒業した者又は退学した者（第64条第3項の規定により退学した者を除く。）又は除籍された者
 - 二 大学に2年以上在学し、62単位以上修得した者
 - 三 短期大学、高等専門学校を卒業した者
 - 四 専修学校の専門課程で文部科学大臣の定める基準をみたすものを修了した者
- 2 前項の規定により入学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、教授会の議を経て学長が決定する。

第5章 転科、転学、留学、退学、休学、復学及び除籍

（転科）

第16条 他学部、他学科への転科は認めない。

（転学）

第17条 他の大学等に転学しようとする者は、保証人連署の上、その理由を記載した書面を添えて、学長の許可を得なければならない。

（留学）

第18条 外国の大学又は短期大学で学修することを志願する者は、別に定めるところにより、学長の許可を得て留学することができる。

- 2 前項の許可を得て留学した期間は、第5条に定める修業年限に含めることができる。

（退学）

第19条 退学しようとする者は、保証人連署の上、その理由を記載した書面を添えて、学長の許可を得なければならない。

（休学）

第20条 疾病その他の理由により3か月以上修学できない者は、医師の診断書又はその理由を記載した書面を添えて学長に休学を願い出て、その許可を得なければならない。

- 2 疾病のため修学することが適当でない認められた者に対しては、学長は休学を命ずることができる。

（休学期間）

第21条 休学期間は1年を超えることができない。ただし、特別の事由があると認められるときは、この限りでない。

- 2 休学期間は、通算して薬学部においては6年を、保健科学部及び看護学部においては4年を超えることができない。
- 3 休学期間は、第6条の在学年限に算入しない。

（復学）

第22条 休学期間中にその理由が消滅した場合には、学長の許可を得て復学することができる。

- 2 疾病のため休学した者が復学しようとするときは、医師の診断書を添付して願い出なければならない。

（除籍）

第23条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て学長が除籍する。

- 一 第6条に定める在学年限を超えた者
- 二 第21条第2項に定める休学期間を超えてなお復学できない者
- 三 授業料等の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- 四 死亡した者又は長期間にわたり行方不明の者
- 五 その他、成業の見込みがない者

第6章 教育課程・履修方法等

(1年間の授業期間)

第24条 1年間の授業期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(教育課程及び授業科目)

第25条 各学科の授業科目及びその単位数は、別表第1、第2、第3及び第4のとおりとする。

(授業の方法)

第26条 本学における授業の方法は、講義・演習・実験・実習又は実技とする。

2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。(以下、遠隔授業という。)

(単位の計算方法)

第27条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

(1) 講義及び演習は、15時間から30時間迄の範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間迄の範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

(履修の届出)

第28条 学生は、毎学期の始めに履修しようとする授業科目を届け出なければならない。

2 前項の届出をしない授業科目は、履修することができない。

(単位の授与)

第29条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。ただし、平素の成績及び論文の提出をもって試験に代えることができる。

(追試験及び再試験)

第30条 疾病その他やむをえない理由により前条の試験に欠席した者、又は合格点に達しなかった者に対しては、追試験又は再試験を行うことがある。

(学習の評価)

第31条 成績の評価は100点満点とし、S(90点以上)、A(89～80点)、B(79～70点)、C(69～60点)、D(59点以下)の評語をもって表し、S、A、B及びCを合格とする。

(履修方法)

第32条 学生は、第25条に規定する授業科目について、次の区分により履修し、その単位数を修得しなければならない。

授業科目の区分	必要修得単位数		
	保健科学部		看護学部
	臨床検査学科	放射線技術学科	看護学科
基礎分野	17単位以上	19単位以上	17単位以上
専門基礎分野	21単位以上	31単位以上	32単位以上
専門分野	86単位以上	77単位以上	81単位以上
合計	124単位以上	127単位以上	130単位以上

授業科目の区分	必要修得単位数
	薬学部
	薬学科
薬学準備科目分野	21.5単位以上
薬学基本科目分野	165.0単位以上
薬学基礎科目分野	

薬学専門科目分野	
合 計	186.5単位以上

第33条 学生は、教育上有益と認められるときは、所定の手続きを経て他の学部、学科の授業科目を履修し、又は聴講することができる。

(他大学等における授業科目の履修等)

第34条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学又は短期大学において修得した単位を、30単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(他の教育機関における学修)

第35条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学若しくは高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることのできる単位数は、前条により本学において修得したものとみなした単位数と合わせて、30単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第36条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、入学後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 学生が入学する前に行った前条第1項に規定する学修を本学における授業科目の履修とみなし単位を与えることができる。

3 前2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、転入学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、合わせて30単位を超えないものとする。

(遠隔授業による単位修得)

第37条 第32条の規定により卒業の要件として修得すべき単位数のうち、第26条2項の授業の方法により修得する単位数は30単位を超えないものとする。

第7章 卒業等

(卒業)

第38条 本学に第5条に定める修業年限(第15条の規定により入学した者にあつては、同条第2項の規定により定められた在学すべき年数)以上在学し、第32条に定める授業科目を履修し、必要修得単位以上を修得した者に対し、学長は、教授会の議を経て卒業を認定する。

2 学長は、前項の規定により卒業を認定した者に対し卒業証書を授与する。

(学位)

第39条 学長は、前条第1項の規定により卒業を認定した者に対し、学士の学位を授与する。

2 学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

第8章 入学検定料・入学金及び授業料等

(入学検定料、入学金及び授業料等の額)

第40条 入学検定料の額は別に定める。

2 入学金及び授業料等の額は、次のとおりとする。

区分	保健科学部、看護学部	
	1年次	2～4年次
入学金	250,000円	
授業料	700,000円	700,000円
教育充実費	750,000円	750,000円

区分	薬学部	
	1年次	2～6年次
入学金	200,000円	
授業料	1,000,000円	1,000,000円
教育充実費	950,000円	950,000円

(授業料等の納付)

第41条 授業料等は、年額の2分の1ずつを次の2期に分けて納付しなければならない。ただし、第1学年の前期分については、入学式の前日までに納付しなければならない。

区 分	納 期
前期（4月から9月まで）	4月中
後期（10月から翌年3月まで）	10月中

(退学及び停学の場合の授業料等)

第42条 学期の途中で退学若しくは転学し、又は除籍された者は、当該期分の授業料等を納付しなければならない。

2 停学期間中の授業料等は、納付しなければならない。

(休学の場合の授業料等)

第43条 前期又は後期の途中で休学した者は、休学した当該期の授業料等を全額納入するものとする。

2 休学が前期又は後期の全期間にわたる者は、授業料等の代わりに休学在籍料を納入するものとする。

	前期	後期
休学在籍料	50,000円	50,000円

(復学の場合の授業料等)

第44条 学期の中途において復学した者は、当該期分の授業料等を納付しなければならない。

(学年の途中で卒業する場合の授業料等)

第45条 学年の途中で卒業する見込みの者は、当該期分の授業料等を納付しなければならない。

(授業料等の免除及び徴収猶予)

第46条 経済的理由によって授業料等の納付が困難であると認められ、かつ学業優秀と認められる者又は、その他やむを得ない事情があると認められる者については、授業料等の徴収を猶予することがある。

2 前項の授業料等の徴収猶予に関して必要な事項は別に定める。

(納付した授業料等)

第47条 納付した検定料、入学金及び授業料等は原則として還付しない。

第9章 教職員組織

(教職員組織、業務分掌及び組織図)

第48条 本学に学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、技術職員その他必要な職員を置く。

2 学長が必要と認めた場合は、副学長を置くことができる。

3 本学に学生部、教務部、入試部、広報部、図書館、各種委員会を置き、別に定める業務を行う。それぞれの長は学長が任命する。

4 本学に事務局を置き、事務局長は理事長が任命する。

5 業務分掌及び組織図は別に定める。

(職務)

第49条 職員の職務に関する事項は別に定める。

第10章 教授会

(教授会)

第50条 本学に重要事項を審議するため教授会を置く。

- 2 教授会は学長及び教授をもって組織する。ただし、学長が必要と認める場合は、その他の職員を加えることができる。
- 3 教授会に関する事項は別に定める。

第11章 専攻科

(学生定員等)

第51条 本学に助産学専攻科を置く。

- 2 助産学専攻科の学生定員は、次のとおりとする。

入学定員 20人

総定員 20人

(修業年限、在学年限及び入学の時期)

第52条 助産学専攻科の修業年限は、1年とする。

- 2 助産学専攻科の在学年限は、2年を超えることができない。
- 3 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第53条 助産学専攻科に入学することができる者は、看護師資格を有する女性、もしくは看護師国家試験受験資格を有する女性でかつ次の各号の一に該当する者とする。

- 一 学校教育法第52条に定める大学を卒業した者
- 二 学校教育法第104条4項の規定により学士の学位を授与された者
- 三 学校教育法施行規則第155条に定める大学の専攻科への入学に関し大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者
- 四 その他大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

(授業科目及び単位数)

第54条 助産学専攻科において開設する授業科目及びその単位数は、別表5のとおりとする。

- 2 助産学専攻科の修了に必要な単位数は、次のとおりとする。

必要修得単位数 34単位

(修了)

第55条 助産学専攻科に1年以上在学し、所定の授業科目を履修し、その単位数を修得した者については、教授会の議を経て、学長が修了を認定する。

- 2 学長は修了を認定した者に対して、修了証書を授与する。

(入学検定料・入学金及び授業料等)

第56条 入学検定料の額は別に定める。

- 2 入学金及び授業料等の額は、次のとおりとする。

区分	助産学専攻科
入学金	200,000円
授業料	1,000,000円
教育充実費	500,000円

但し、本学卒業生および岐阜医療技術短期大学卒業生及び修了生は、入学金を免除する。

- 2 授業料等は、年額の2分の1ずつを次の2期に分けて納付しなければならない。

区 分	納 期
前期 (4月から9月まで)	入学式の前日
後期 (10月から翌年3月まで)	10月中

(準用規定)

第57条 本章に定めるもののほか、本学則第7条から第9条まで、第12条から第14条まで、第16条から第23条まで、第27条から第31条まで、第43条、第63条、第64条及び第66条に定める規定を準用する。但し、第21条第2項の休学期間は、通算して「4年を超えることができない」を「1年を超えることができない」に、同条第3項の休学期間は、「第6条の在学年限に算入しない」を「第52条の在学年限に算入しない」と読み替える。

第12章 委託生及び科目等履修生等

(委託生)

第58条 他の大学その他の団体からその所属する職員に特定の専門事項について研修させるため、本学に派遣の申し出のあるときは、本学の教育研究に支障のない場合に限り、教授会の選考を経て、委託生としてこれを許可することができる。

2 委託生が履修すべき授業科目及び単位は、委託者の希望を考慮し、教授会の議を経て、学長が決定する。

3 委託生に関して必要な事項は別に定める。

(科目等履修生)

第59条 本学の授業科目の一部を履修することを希望する者がいるときは、本学の教育研究に支障のない限り、教授会の選考を経て、科目等履修生としてこれを許可することができる。

2 科目等履修生の入学資格は、第11条に定める資格を有する者とする。

3 科目等履修生には、第29条の規定を準用して単位を与えることができる。

4 科目等履修生に関して必要な事項は別に定める。

(その他)

第60条 研究生、聴講生、特別聴講生、外国人留学生に関して必要な事項は別に定める。

(学則の準用)

第61条 特別の規定がない限り、本章に定めるもののほか、委託生、科目等履修生、研究生、聴講生、特別聴講生及び外国人留学生は、正規学生と同じ規則を遵守しなければならない。

第13章 受託研究及び共同研究

(受託研究及び共同研究)

第62条 本学の学術研究に資するため必要と認められるときは、受託研究及び共同研究を行うことができる。

2 受託研究及び共同研究に関して必要な事項は別に定める。

第14章 賞 罰

(表彰)

第63条 学生として表彰に値する行為があった者は、教授会の議を経て学長が表彰することができる。

(懲戒)

第64条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、教授会の議を経て、学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、退学・停学及び訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

一 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

二 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

三 正当な理由がなくて、出席常でない者

四 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第15章 公開講座

(公開講座)

第65条 本学において、必要があると認めるときは、公開講座を開設することができる。

第16章 健康診断

(健康診断)

第66条 学生の健康診断は、年1回以上実施しなければならない。

第17章 附属施設

(図書館)

第67条 本学に、図書館を置く。

2 図書館について必要な事項は別に定める。

(薬用植物園)

第68条 本学に薬用植物園を置く。

2 薬用植物園に関する事項は別に定める。

(附属施設)

第69条 本学に研究所その他の附属施設を置くことができる。

2 附属施設に関する事項は別に定める。

附 則

1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。

2 平成18年度から平成20年度までの各年度における保健科学部の収容定員は第4条第2項の規定にかかわらず次のとおりとする。

学 科	収 容 定 員		
	平成18年度	平成19年度	平成20年度
衛生技術学科	80人	160人	240人
放射線技術学科	80人	160人	240人
看護学科	80人	160人	240人

3 この改正学則は、平成19年4月1日から施行する。

4 この改正学則は、平成21年4月1日から施行する。

ただし、平成21年3月31日以前の看護学科入学者にかかる教育課程については、従前のとおりとする。

5 この改正学則は、平成21年5月28日から施行する。

第55条に規定する助産学専攻科入学者に係る入学金免除については、平成22年度入学者から適用する。

6 この改正学則は、平成23年4月1日から施行する。

ただし、平成23年3月31日以前の衛生技術学科、放射線技術学科、看護学科入学者にかかる教育課程については、従前のとおりとする。

7 この改正学則は、平成24年4月1日から施行する。

ただし、平成24年3月31日以前の看護学科・助産学専攻科入学者にかかる教育課程については、従前のとおりとする。

8 この改正学則は、平成25年4月1日から施行する。

ただし、平成25年3月31日以前の放射線技術学科、看護学科入学者にかかる教育課程表については従前のとおりとする。

- 9 この改正学則は、平成26年8月1日から施行する。
ただし、第39条第2項及び第55条第2項に規定する入学金及び授業料等の額は、平成27年度入学生から適用する。
- 10 この改正学則は、平成27年4月1日から施行する。
ただし、平成27年3月31日以前の入学者にかかる学則については、従前のおりとする。
- 11 この改正学則は、平成28年4月1日から施行する。
- 12 この改正学則は、平成29年4月1日から施行する。
- 13 この改正学則は、平成30年4月1日から施行する。
ただし、平成30年3月31日以前の保健科学部看護学科入学者については、従前のおりとする
- 14 この改正学則は平成31年4月1日から施行する。
ただし、平成31年3月31日以前の入学者にかかる成績評価については従前の通りとする。
- 15 この改正学則は、令和2年4月1日から施行する。
- 16 この改正学則は、令和3年4月1日から施行する。
- 17 この改正学則は、令和4年4月1日から施行する。
ただし、令和4年3月31日以前の入学者については従前のおりとする。
- 18 この改正学則は、令和6年4月1日から施行する。